

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく開示事項)

株式会社ドリームインキュベータ

2026年2月2日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
株式会社ドリームインキュベータ
代表取締役 三宅 孝之

当社は、株式会社D I A s i a（以下「D I A」という。）との間で締結した吸収合併契約書（以下「本吸収合併契約」という。）に基づき、2026年2月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、D I Aを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行いました。会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2026年2月1日

2. 吸収合併消滅会社における吸収合併の差止請求、反対株主の株式買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求

D I Aが発行する全株式を当社が保有していたため、吸収合併の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

D I Aが発行する全株式を当社が保有していたため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

D I Aは、新株予約権を発行していなかったため、新株予約権買取請求について該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

D I Aは、2025年12月25日付で官報に公告を行うとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における吸収合併の差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求

本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

ません。

(3) 債権者の異議

当社は、2025年12月25日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である2026年2月1日をもって、本吸収合併契約の定めにしたがいD I Aからその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

本合併の効力発生日である2026年2月1日から2週間以内に行う予定です。

7. 上記のほか、本合併に関する重要な事項

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本吸収合併契約について株主総会の決議による承認を得ずに、本合併を行いました。なお、同法第796条第3項の規定に基づき、本合併に反対する旨を通知した当社の株主はありませんでした。

以 上

(別紙)

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

株式会社 DI Asia

2025年12月25日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
株式会社D I A s i a
代表取締役 沼田 和敏

当社は、2025年12月11日付で、当社と株式会社ドリームインキュベータ（以下「D I」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2026年2月1日を効力発生日として、D Iを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行うこととしました。本合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容(会社法第782条第1項第1号)
2025年12月11日付で当社とD Iが締結した吸収合併契約書は、別紙1のとおりです。
2. 合併の対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第1号)
D Iは当社の発行済株式のすべてを保有していることから、本合併に際して株式その他の金銭等の交付および割当ては行いません。
3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）
該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）
該当事項はありません。
5. 計算書類に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第4号)
 - (1)吸収合併存続会社に関する事項
D Iの最終事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)に係る計算書類等は別紙2のとおりであり、最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象はありません。
 - (2)吸収合併消滅会社に関する事項
最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象はありません。
6. 効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

(会社法施行規則第182条第1項第5号)

本合併の効力発生日以後におけるD Iの資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであり、また、D Iの収益状況およびキャッシュ・フローの状況について債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併の効力発生日以後におけるD Iの債務については、履行の見込みがあると判断しております。

以 上

(別紙 1)

合併契約書



吸収合併契約書

株式会社ドリームインキュベータ（以下、「甲」という。）と株式会社D I Asia（以下、「乙」という。）とは、次のとおり吸収合併契約を締結する。

（合併の方式）

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は以下のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

株式会社ドリームインキュベータ
東京都千代田区霞が関三丁目2番6号

（2）吸収合併消滅会社

株式会社D I Asia
東京都千代田区霞が関三丁目2番6号

- 2 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
- 3 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、令和8年2月1日とする。
ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（株式等の割当て）

第3条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額）

第4条 甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

（権利義務の承継）

第5条 乙は、令和7年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

(解散費用)

第7条 効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

(合併条件の変更等)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

(規定外条項)

第9条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年12月11日

東京都千代田区霞が関三丁目2番6号

(甲) 株式会社ドリームインキュベータ
代表取締役 三宅 孝之



東京都千代田区霞が関三丁目2番6号

(乙) 株式会社D I A s i a
代表取締役 沼田 和敏





(別紙2)

株式会社ドリームインキュベータの
最終事業年度に係る計算書類等

株 主 各 位

第25回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

①	会社の株式に関する事項	1頁
②	新株予約権等の状況	2頁
③	会計監査人の状況	3頁
④	会社の体制及び方針	4頁
⑤	連結貸借対照表	8頁
⑥	連結損益計算書	9頁
⑦	連結株主資本等変動計算書	10頁
⑧	連結計算書類の連結注記表	11頁
⑨	貸借対照表	20頁
⑩	損益計算書	21頁
⑪	株主資本等変動計算書	22頁
⑫	計算書類の個別注記表	23頁
⑬	連結計算書類に係る会計監査報告	27頁
⑭	計算書類に係る会計監査報告	29頁
⑮	監査等委員会の監査報告	31頁

株式会社ドリームインキュベータ

上記事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,534,316株
- (3) 株主数 10,401名
(前期末比6,404名増)

(4) 大株主の状況

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社電通グループ	2,192,700	23.17
株式会社山口フィナンシャルグループ	2,100,000	22.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	468,200	4.94
古 谷 昇	100,000	1.05
三 宅 孝 之	87,600	0.92
野 崎 俊 哉	62,500	0.66
竹 内 孝 明	60,000	0.63
原 田 哲 郎	54,300	0.57
村 田 英 隆	53,000	0.56
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	48,600	0.51

- (注) 1. 自己株式74,598株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 株式付与ESOP信託の信託財産として、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託・75682) が454,574株及び株式報酬制度の信託財産として、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託・75694)が206,778株保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、当該株式は連結計算書類及び計算書類において、自己株式として処理をしております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお当該計算にあたって、自己株式には役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託の所有する当社株式を含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された
新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

43.6百万円

②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

46.8百万円

(注) 1.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

2.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3.当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4.上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額2.4百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2006年6月8日開催の第6回定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当該定款に基づき、EY新日本有限責任監査法人との間で法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結しております。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

会社の体制及び方針

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役は実効性のある内部統制システムと法令遵守体制を整備し、適正に企業を統治する。
 - ② 情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実施し、透明性のある経営を行う。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 代表取締役は文書管理規程を定め、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに10年間保存し、管理する。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・監査等委員会議事録
 - ・指名報酬委員会議事録
 - ・執行取締役会議事録
 - ・経営会議議事録
 - ・コンプライアンス委員会議事録
 - ・計算書類
 - ・その他取締役会が決定する書類
 - ② 代表取締役は、前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を文書管理規程で定めるとともに、取締役、従業員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うように指導する。
 - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社及び子会社の代表取締役は、次のリスクについて、継続的にモニタリングを行い、リスクが顕在化した場合には速やかに対応できるよう、規程並びに対応体制を整備する。
 - ・プロジェクトリスク
 - ・投資・与信リスク
 - ・情報リスク
 - ・各事業特有のリスク
 - ② 投資・与信リスクに対しては、ポートフォリオ管理体制を整備し、リスク管理の徹底を図る。
 - ③ 当社及び子会社の代表取締役は、取締役、従業員に対して、業務執行において適切にリスクを管理するように指導する。
 - (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会議長が取締役会の議長を務め、経営上の重要事項について迅速な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う。
 - ② 代表取締役が執行取締役会議の議長を務め、適切・効率的な業務執行を推進する。
 - ③ 代表取締役が経営会議の議長を務め、適切・効率的な業務執行を推進する。
 - ④ 経営意思決定の迅速化と責任の明確化を図るという観点から、執行役員制度を継続・拡充する。
 - ⑤ 取締役会における経営・監督を補佐する機能として、取締役会事務局を設置し、取締役職務の効率的な運営を補佐する。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 全社の組織が小規模であることを鑑み、代表取締役はコンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について、全社員参加のミーティング等において社員への周知徹底を図る。
 - ② 監査等委員会による監査に加え、内部監査担当による内部監査を実施し、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証を行う。
- (6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 該当する子会社が設立される場合には、代表取締役は所要の統制体制を整備する。
 - ② 当社は、子会社の取締役に対し、子会社の業務執行に係る重要事項等について、「関係会社管理規程」の定めに従い、定期的に当社へ報告又は事前承認を得ることを求める。
 - ③ 子会社において、「関係会社管理規程」に定める当社への事前協議や承認が必要な事項が発生した場合、当社は、協議及び決裁を通じて、子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。
 - ④ 当社は、子会社に対して、内部監査を実施し、適宜子会社の業務執行を監視する。
 - ⑤ 各子会社の監査役並びに当社の監査等委員会及び内部監査担当が緊密に連携し、グループにおける監査等委員会監査及び内部監査の有効性及び効率性を高める。
- (7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役は監査等委員会が求める必要な要員数の補助の使用人を、速やかに設置する。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会の職務を補助する使用人を設置する場合には、当該使用人に対する、取締役並びに業務執行者からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を担保する。
- (9) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 代表取締役は、経営会議の参加者に監査等委員会委員長又はその他の監査等委員を加え、重要な経営情報を連携する。
 - ② 指名報酬委員会及びコンプライアンス委員会における議論及び決議事項については、当該各委員会へ監査等委員の一部が参加することで情報を連携する。
 - ③ 執行取締役会議における決議事項については、当該決議事項を取締役会への報告事項とすることで各監査等委員へ情報を連携する。
 - ④ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が、法令・定款に反する事実や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。
 - ⑤ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が、監査等委員会へ報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、取締役及び使用人の会議予定を各監査等委員が必要に応じていつでも参加・監視できるよう、会議スケジュール及びその出席予定者、会議目的を電子媒体にて各監査等委員に適宜公開する。
- ② その他、監査等委員会より資料請求等の要請があった場合には、代表取締役は速やかに対応する。
- ③ 監査等委員会が職務の執行のために生ずる費用は、必要でないと認められる場合を除き、当社が負担する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。
- ② 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的な対応を行う。
反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を一切行わない。

(12) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ① 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
コンプライアンス委員会がその任に当たっている。
- ② 外部の専門機関との連携状況
顧問法律事務所と常時相談できる体制を整備している。
- ③ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
反社会的勢力該当性チェックサービスを導入し、取引開始前に取引先の反社会的勢力に関する情報を調査している。また、日常的な営業・業務活動で得られる情報に加え、顧問法律事務所や取引金融機関とのやりとりで得られる情報を含めて、反社会的勢力に関する情報を集中管理し、当社が一切関わることをないように確認できる体制を整備している。
- ④ 社内への周知徹底
反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない旨、定期的で開催する全社員参加のミーティングで周知徹底するとともに、相談窓口を設けて、全社員がいつでも相談できる体制を設置している。

2. 当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 取締役の職務執行

当社は、経営環境の変化に対応したスピーディーな意思決定を行うため、取締役会を定例（原則月1回）で開催し、緊急を要する案件があれば、書面決議による取締役会を開催しております。当社の取締役会は社外取締役3名を含む6名で構成され、取締役の職務執行状況を監督しております。個別の業務執行に関する重要事項の決定は、経営の執行と監督の分離を図り、取締役会のモニタリング機能を強化するため、当社の社内取締役3名を構成員とする執行取締役会議に委譲しております。また、取締役の職務の執行を効率的に行うため、会社の日々の執行に関する権限を当社の執行役員を構成員とする経営会議に委譲しております。

(2) 監査等委員会の職務執行

当社の監査等委員会は、社外取締役2名を含む監査等委員3名によって構成され、取締役として取締役会において議決権を行使するほか、経営会議等の重要な会議に適宜出席して意見を述べております。また、内部監査担当及び監査法人との連携・情報交換を通じ、取締役の業務執行の妥当性、効率性を幅広く検証するなどの監査を実施しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査担当は、業務プロセスの適正性、妥当性及び効率性など業務執行部門の内部監査を通じて、内部統制システムの運用状況を監査するとともに、監査結果のフォローアップを実施し、問題点の発見及び改善を図っております。

(4) リスク管理に関する取り組み

当社はビジネスプロデュース事業におけるプロジェクトリスク、インキュベーション事業における投資先リスクについてリスクが顕在化した場合に速やかに対応できるよう継続的なモニタリングを実施しております。また、投資リスクに対してはポートフォリオ管理体制を整備しております。

(5) コンプライアンスに関する取り組み

当社は全社の組織が小規模であることを鑑み、代表取締役が全社員参加のミーティング等において、コンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について全社員への周知徹底を図っております。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、各期の経営成績、財政状態及び将来の投資原資を総合的に勘案しながら、適切な利益配分を実施していく方針であります。

特に第23期から第25期（当事業年度）までの3年間は総額100億円の株主還元を実施することとし、この期間ではこれまでに総額42億円の剰余金の特別配当（2024年12月実施の中間配当10億円を含む）と、28億円の自己株式取得による株主還元を実施しています。

この総額100億円の株主還元の最後として、当事業年度の期末配当（特別配当）は総額30億円（1株当たり317円00銭）を実施いたします。2024年12月実施の中間配当と合わせた年間配当は総額40億円（1株当たり423円00銭）となります。

また、翌事業年度の予想配当は期末配当（普通配当）で総額10億円（1株当たり106円00銭）とし、以降も安定した株主還元を継続してまいります。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	15,428	流動負債	1,275
現金及び預金	5,659	未払金	280
受取手形、売掛金及び契約資産	1,576	未払法人税等	93
営業投資有価証券	2,812	株主優待引当金	29
有価証券	5,000	役員賞与引当金	33
投資損失引当金	△103	その他	837
未収入金	0	固定負債	1,423
その他	512	繰延税金負債	274
貸倒引当金	△29	株式給付引当金	1,148
固定資産	429	負債合計	2,699
有形固定資産	206	純資産の部	
建物及び構築物	283	株主資本	12,270
その他	186	資本金	5,019
減価償却累計額	△262	資本剰余金	2,009
無形固定資産	4	利益剰余金	6,738
ソフトウェア	4	自己株式	△1,497
その他	0	その他の包括利益累計額	743
投資その他の資産	217	その他有価証券評価差額金	765
投資有価証券	65	為替換算調整勘定	△21
その他	152	非支配株主持分	143
資産合計	15,857	純資産合計	13,158
		負債純資産合計	15,857

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		6,183
売上原価		3,253
売上総利益		2,930
販売費及び一般管理費		2,672
営業利益		257
営業外収益		
受取利息	27	
為替差益	7	
その他	6	40
営業外費用		
その他	0	0
経常利益		297
税金等調整前当期純利益		297
法人税、住民税及び事業税	59	
法人税等調整額	1	60
当期純利益		237
非支配株主に帰属する当期純利益		66
親会社株主に帰属する当期純利益		170

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	5,019	4,548	8,800	△4,155	14,214
会計方針の変更による累積的影響額			25		25
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,019	4,548	8,826	△4,155	14,239
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,213		△2,213
親会社株主に帰属する当期純利益			170		170
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				74	74
自己株式の消却		△2,539	△44	2,583	-
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△2,539	△2,087	2,658	△1,968
2025年3月31日残高	5,019	2,009	6,738	△1,497	12,270

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
2024年4月1日残高	804	△1	803	165	15,182
会計方針の変更による累積的影響額					25
会計方針の変更を反映した当期首残高	804	△1	803	165	15,208
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,213
親会社株主に帰属する当期純利益					170
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					74
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△39	△20	△59	△21	△81
連結会計年度中の変動額合計	△39	△20	△59	△21	△2,050
2025年3月31日残高	765	△21	743	143	13,158

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 11社
連結子会社の名称 Dream Incubator (Vietnam) Joint Stock Company
株式会社DI Digital
株式会社DI Asia
DI Pan Pacific Inc.
DI投資合同会社
DIインドデジタル投資組合
DIAI INDIA PRIVATE LIMITED
株式会社DIソーシャルインパクトキャピタル
合同会社Next Riseソーシャルインパクト推進機構
Next Rise ソーシャル・インパクト・ファンド投資事業有限責任組合
DI資産管理合同会社
- (2) 主要な非連結子会社の名称
主要な非連結子会社はありません。
連結範囲から除いた理由
非連結子会社は、合計総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 0社
主要な持分法適用関連会社はありません。
- (2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社の名称
持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社はありません。
持分法を適用しない理由
持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。
なお、他の会社の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としていない当該他の会社がありますが、主たる営業目的である営業投資事業のために取得したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて投資先会社の支配を目的とするものではないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ① 関連会社株式
移動平均法に基づく原価法であります。
- ② 満期保有目的の債券
償却原価法であります。
- ③ その他有価証券（営業投資有価証券を含む）
 - イ) 市場価格のない株式等以外のもの
時価法であります。また、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
 - ロ) 市場価格のない株式等
移動平均法に基づく原価法であります。
- ④ 投資事業組合等への出資
組合等については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書に基づいて持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物附属設備が8～15年、工具器具備品が4～20年であります。

ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 投資損失引当金

期末現在に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資会社の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

② 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上していません。

⑤ 株式給付引当金

役員株式交付規程及び株式給付規程に基づく役員及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

コンサルティングサービスは、事業創造支援や成長戦略立案支援に関する戦略コンサルティング等のサービスを提供するもので、主に一定期間にわたり提供するサービスであるため、主として契約期間にわたり収益を認識しております。契約期間における経過期間が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、受託業務の実施期間の経過割合に基づき、進捗度を測定しています。

なお、対価については、契約の支払条件に従い請求を行い、概ね1カ月以内に回収しております。また、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 営業投資売上高及び営業投資売上原価の計上基準

営業投資売上高には、投資育成目的等の営業投資有価証券の売却額、及び投資事業組合等の純利益に当社の持分割合を乗じた金額等を計上しております。

営業投資売上原価には、これに対応する営業投資有価証券の売却簿価・支払手数料・評価損、及び投資事業組合等の純損失に当社の持分割合を乗じた金額等を計上しております。

(7) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過措置及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過措置に従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度末の連結貸借対照表においては、繰延税金負債が25百万円減少しております。また、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金が25百万円増加しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 営業投資有価証券等

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

① 営業投資有価証券(市場価格価格のない株式等)	472百万円
② 売上原価	10百万円

(2) その他の情報

① 算出方法

投資先（市場価格のない株式等）の評価については、評価損のみを計上しております。なお、外貨建の市場価格のない株式等については期末日の為替レートで換算しております。さらに、社債その他の債券等については、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価で評価しております。

営業投資有価証券のうち、投資時の市場価格のない株式等は移動平均法に基づく原価法で連結貸借対照表に計上しており、実質価額が著しく低下した場合には減損処理を行います。実質価額には超過収益力が反映されており、その毀損の判断は、減損処理の要否における重要な要素となります。

超過収益力の毀損の判断においては、まず、直近の取引実績やファイナンス価格等を勘案し、詳細な検討が必要な株式等を抽出します。その上で、抽出した株式等について、事業進捗を検討し、その毀損の有無を判断しております。

② 主要な仮定

超過収益力の毀損の検討における主要な仮定は事業進捗であり、売上高成長、ファイナンスの状況及び資金繰り等を勘案し個別投資先毎に判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

投資先の事業進捗の見通し等と将来の実績に乖離が生じた場合には、市場価格のない株式等を減損処理し、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,465,100	—	930,784	9,534,316

(注) 発行株式数の減少数は、自己株式の消却によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月13日 取締役会	普通株式	1,210百万円	128円00銭	2024年3月31日	2024年6月18日
2024年11月1日 取締役会	普通株式	1,002百万円	106円00銭	2024年9月30日	2024年12月9日

(注) 1. 2024年5月13日開催の取締役会決議による配当金の1株当たり配当額の内訳は、特別配当128円00銭であります。

(注) 2. 2024年5月13日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が所有する当社株式に対する配当金89百万円が含まれております。

(注) 3. 2024年11月1日開催の取締役会決議による配当金の1株当たり配当額の内訳は、特別配当106円00銭であります。

(注) 4. 2024年11月1日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が所有する当社株式に対する配当金71百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,998百万円	317円00銭	2025年3月31日	2025年6月24日

(注) 1. 1株当たり配当額の内訳は、特別配当317円00銭であります。

(注) 2. 2025年5月15日開催の取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が所有する当社株式に対する配当金209百万円が含まれております。

3. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,705,656	98	969,804	735,950

(注) 1. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加によるものです。

(注) 2. 自己株式の減少は、自己株式の消却による減少930,784株及び株式付与ESOP信託口による当社株式の売却による減少39,020株によるものです。

(注) 3. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式がそれぞれ493,594株、454,574株及び役員報酬B I P信託口が保有する当社株式がそれぞれ206,778株、206,778株含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、国内外の上場及び非上場企業に対する投資事業（営業投資事業）を行っております。国内については公募増資等の直接金融によって調達した資金を用いた投資を行っております。

海外、とりわけアジアを中心とした非上場企業への投資については、主に投資事業組合を通じて外部から調達したファンド出資金を用いて投資を行っております。

その他、当社グループは余剰資金の運用を行っておりますが、当該運用については、短期的な預金や合同運用指定金銭信託等に限定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

保有する有価証券等の金融資産は、主として非上場企業の株式等を投資対象とした営業投資有価証券と短期的な運用を目的とした有価証券であります。営業投資有価証券は当連結会計年度末における連結計算書類の総資産のうち17.7%を占めております。これらの資産は、投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクと、新興株式市場の市況やIPO（株式公開）審査、規制等の状況変化等の外的なリスクにさらされております。また、有価証券は当連結会計年度末における連結計算書類の総資産のうち31.5%を占めております。これらの資産は合同運用指定金銭信託であり、信託期間が短期間かつ安全性の高い金融商品であり、運用リスクは僅少であります。

(3) リスク管理体制

① 信用リスクの管理

営業債権に係る信用リスクに関しては、決済までのサイトを短期間に設定するとともに、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を都度行っております。

② 非上場企業に対する投資のリスク管理

当社の保有する非上場株式等については、投資先企業の投資残高に応じて当該投資先企業の財務状況を月次や四半期ごと等、継続的なモニタリングを行い、投資先の業績を適時に把握するとともに、当該業績の状況等を価額に反映させております。

③ 合同運用指定金銭信託の運用リスク管理

当社の保有する合同運用指定金銭信託については、格付の高い運用商品に限定するとともに、信託期間が短期間の商品に限定することにより運用リスクを管理しております。

④ 流動性リスクの管理（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

当社グループは、適時資金状況を確認し、手元流動性を高く維持し、流動性リスクに対処しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額及び時価並びにその差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）2.をご参照ください。）。

(単位：百万円)

		連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)	営業投資有価証券	400	400	－
(2)	有価証券及び投資有価証券			
	満期保有目的の債券	5,000	5,000	0
	資産計	5,400	5,400	0

(注) 1. 「現金及び預金」及び「受取手形、売掛金及び契約資産」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等及び連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については「(1)営業投資有価証券」、「(2)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
営業投資有価証券	
非上場株式等	472
非上場出資金	1,836
有価証券及び投資有価証券	
非上場株式等	65

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券				
その他	－	－	400	400
資産計	－	－	400	400

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
合同運用指定金銭信託	－	5,000	－	5,000
資産計	－	5,000	－	5,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・営業投資有価証券

営業投資有価証券のうち、相場価格が入手できない社債その他の債券等の時価は、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格等に基づいて評価しております。これらは、観察できないインプットを用いて時価を算定していることから、レベル3に分類しております。

・有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券のうち、合同運用指定金銭信託の時価は、取引金融機関から提示された価格により評価しております。これらの市場の流動性を考慮し、レベル2に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	ビジネス プロデュース	ベンチャー投資	計	
コンサルティングサービス	5,455	－	5,455	5,455
顧客との契約から生じる収益	5,455	－	5,455	5,455
その他の収益	－	728	728	728
外部顧客への売上高	5,455	728	6,183	6,183

(注) その他の収益は、ベンチャー投資における営業投資有価証券の売却収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 4.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 売掛金	1,093	1,433
契約資産	314	143
契約負債	32	80

契約資産は、コンサルティングサービスにおいて、業務の全部又は一部が完了しているものの、支払に対する権利を得ていない未請求の売掛金であります。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

契約負債は、コンサルティングサービスにおける顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は32百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、コンサルティングサービスに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	416
1年超	111
合計	528

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,479円24銭
- 1株当たり当期純利益 ※19円39銭

(期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。)

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に残存する自社の株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(注) 2. 「1株当たり純資産額」の算定上、控除した役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に残存する自己株式の期末株式数は661,352株であり、「1株当たり当期純利益」の算定上、控除した自己株式の期中平均株式数は964,600株であります。

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	170百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	170百万円
普通株式の期中平均株式数	8,784,512株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	12,784	流動負債	1,220
現金及び預金	4,722	未払金	278
売掛金	1,367	未払費用	246
契約資産	143	未払法人税等	79
営業投資有価証券	1,114	未払消費税等	135
有価証券	5,000	預り金	71
投資損失引当金	△10	契約負債	73
前払費用	112	株主優待引当金	29
未収入金	10	役員賞与引当金	33
その他	354	その他	273
貸倒引当金	△29	固定負債	2,228
固定資産	4,362	長期借入金	900
有形固定資産	206	株式給付引当金	1,148
建物	283	繰延税金負債	179
工具器具備品	175	負債合計	3,448
その他	8	純資産の部	
減価償却累計額	△260	株主資本	13,378
無形固定資産	3	資本金	5,019
ソフトウェア	3	資本剰余金	1,540
その他	0	資本準備金	1,540
投資その他の資産	4,152	利益剰余金	8,314
関係会社株式	3,569	その他利益剰余金	8,314
関係会社出資金	14	繰越利益剰余金	8,314
長期貸付金	542	自己株式	△1,497
敷金及び保証金	140	評価・換算差額等	319
貸倒引当金	△114	その他有価証券評価差額金	319
資産合計	17,146	純資産合計	13,697
		負債純資産合計	17,146

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		5,813
売上原価		2,973
売上総利益		2,840
販売費及び一般管理費		2,594
営業利益		246
営業外収益		
受取利息	21	
有価証券利息	14	
貸倒引当金戻入額	89	
その他	6	131
営業外費用		
支払利息	4	
貸倒引当金繰入額	5	
その他	0	10
経常利益		367
特別損失		
関係会社出資金評価損	5	5
税引前当期純利益		361
法人税、住民税及び事業税	33	
法人税等調整額	0	34
当期純利益		327

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2024年4月1日残高	5,019	1,540	2,539	4,079
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
自己株式の消却			△2,539	△2,539
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	-	-	△2,539	△2,539
2025年3月31日残高	5,019	1,540	-	1,540

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
2024年4月1日残高	10,245	10,245	△4,155	15,190
当期変動額				
剰余金の配当	△2,213	△2,213		△2,213
当期純利益	327	327		327
自己株式の取得			△0	△0
自己株式の処分			74	74
自己株式の消却	△44	△44	2,583	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	△1,931	△1,931	2,658	△1,812
2025年3月31日残高	8,314	8,314	△1,497	13,378

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年4月1日残高	338	338	15,528
当期変動額			
剰余金の配当			△2,213
当期純利益			327
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			74
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△19	△19	△19
当期変動額合計	△19	△19	△1,831
2025年3月31日残高	319	319	13,697

個別注記表

(重要な会計方針に関する注記)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法に基づく原価法であります。
- ② 満期保有目的の債券
償却原価法であります。
- ③ その他有価証券（営業投資有価証券を含む）
 - イ) 市場価格のない株式等以外のもの
時価法であります。また、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
 - ロ) 市場価格のない株式等
移動平均法に基づく原価法であります。
- ④ 投資事業組合等への出資
子会社である組合等については、決算日における組合の決算書に基づいて、持分相当額を総額で取り込む方法によっております。
子会社でない組合等については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書に基づいて持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ① リース資産以外の有形固定資産
定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、建物附属設備が8～15年、工具器具備品が4～20年であります。
- ② リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 投資損失引当金

期末現在に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資会社の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

(2) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(5) 株式給付引当金

役員株式交付規程及び株式給付規程に基づく役員及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

コンサルティングサービスは、事業創造支援や成長戦略立案支援に関する戦略コンサルティング等のサービスを提供するもので、主に一定期間にわたり提供するサービスであるため、主として契約期間にわたり収益を認識しております。契約期間における経過期間が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、受託業務の実施期間の経過割合に基づき、進捗度を測定しています。

なお、対価については、契約の支払条件に従い請求を行い、概ね1カ月以内に回収しております。また、重要な金融要素は含んでおりません。

5. 営業投資売上高及び営業投資売上原価の計上基準

営業投資売上高には、投資育成目的等の営業投資有価証券の売却額、及び投資事業組合等の純利益に、当社の持分割合を乗じた金額等を計上しております。

営業投資売上原価には、これに対応する営業投資有価証券の売却簿価・支払手数料・評価損、及び投資事業組合等の純損失に、当社の持分割合を乗じた金額等を計上しております。

6. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 営業投資有価証券等

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

① 営業投資有価証券（市場価格のない株式等）	153百万円
② 売上原価	10百万円

(2) その他の情報

① 算出方法

投資先（市場価格のない株式等）の評価については、評価損のみを計上しております。なお、外貨建の市場価格のない株式等については期末日の為替レートで換算しております。さらに、社債その他の債券等については、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価で評価しております。

営業投資有価証券のうち、投資時の市場価格のない株式等は移動平均法に基づく原価法で貸借対照表に計上しており、実質価額が著しく低下した場合には減損処理を行います。実質価額には超過収益力が反映されており、その毀損の判断は、減損処理の可否における重要な要素となります。

超過収益力の毀損の判断においては、まず、直近の取引実績やファイナンス価格等を勘案し、詳細な検討が必要な株式等を抽出します。その上で、抽出した株式等について、事業進捗を検討し、その毀損の有無を判断しております。

② 主要な仮定

超過収益力の毀損の検討における主要な仮定は事業進捗であり、売上高成長、ファイナンスの状況及び資金繰り等を勘案し個別投資先毎に判断しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

投資先の事業進捗の見通し等と将来の実績に乖離が生じた場合には、市場価格のない株式等を減損処理し、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりです。

関係会社に対する短期金銭債権	180百万円
関係会社に対する長期金銭債権	542百万円
関係会社に対する短期金銭債務	40百万円
関係会社に対する長期金銭債務	900百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引による取引高	
売上高	256百万円
売上原価	156百万円
販売費及び一般管理費	12百万円
営業取引以外の取引による取引高	24百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,705,656	98	969,804	735,950

(注) 1. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加によるものです。

(注) 2. 自己株式の減少は、自己株式の消却による減少930,784株及び株式付与ESOP信託口による当社株式の売却による減少39,020株によるものです。

(注) 3. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式の株式数には、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式がそれぞれ493,594株、454,574株及び役員報酬BIP信託口が保有する当社株式がそれぞれ206,778株、206,778株含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、営業投資有価証券評価損否認額、税務上の繰越欠損金及び株式給付引当金否認額であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社名	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	勘定 科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社DI Asia	(所有) 直接 100.0	金銭の貸付	金銭の貸付 (注1,2)	—	長期貸付金	477
				利息の受取 (注2)	19	—	—
子会社	DI Pan Pacific Inc.	(所有) 直接 100.0	金銭の借入	金銭の借入 (注2)	—	長期借入金	900
				利息の支払 (注2)	4	—	—
子会社	DIインドデジタル 投資組合	(所有) 直接 66.6 間接 0.1	出資の引受	分配金の 受取(注3)	269	—	—

(注) 1. 株式会社DI Asiaへの債権等に対して、81百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、89百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

(注) 2. 金銭の借入及び貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

(注) 3. 組合財産の払戻を受けたものであります。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,556円85銭
- 1株当たり当期純利益 ※37円24銭

(期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。)

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託に残存する自社の株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(注) 2. 「1株当たり純資産額」の算定上、控除した役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託に残存する自己株式の期末株式数は661,352株であり、「1株当たり当期純利益」の算定上、控除した自己株式の期中平均株式数は964,600株であります。

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	327百万円
普通株式に係る当期純利益	327百万円
普通株式の期中平均株式数	8,784,512株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

株式会社ドリームインキュベータ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	跡部尚志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田一則

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ドリームインキュベータの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドリームインキュベータ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

株式会社ドリームインキュベータ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	跡部 尚志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 一則

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ドリームインキュベータの2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

株式会社ドリームインキュベータ 監査等委員会

監査等委員（社外取締役） 小 松 百合弥 ㊟

監査等委員（社外取締役） 宇 田 左 近 ㊟

監査等委員 原 田 哲 郎 ㊟

(注) 監査等委員の小松百合弥及び宇田左近は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上